

2017

Jan, Vol. 175

News Letter

— 目 次 —

Plaza-i 個人マスター連携の事例

海外拠点でも Plaza-i

Windows Server2016

Plaza-i 機能紹介 関係会社取引自動計上

Plaza-i 新機能-インボイス方式対応

パターン・ランゲージのご紹介

最新の Plaza-i バージョン情報

NISA 制度の見直し

利益連動給与の見直しについて

Bal



Plaza-i 個人マスター連携の事例

Web フロントシステムやマーケティングシステムなどの外部システムをご利用の場合、基幹システムとの間での顧客情報の共有は、どのように行っていますでしょうか。

Plaza-i の個人マスター外部データ取込機能では、WebAPI を通して、個人マスターの追加・修正・削除のリアルタイム連携にも対応しております。

(ユーザデータ交換処理設定イメージ)

Web システム	Plaza-i		
Web 個人番号	外部個人 M	外部個人番号	EXTPRSNUM
個人名	個人 M	個人名	PRSNM
住所	個人 M	住所1	ADR1HOM
ビル名等	個人 M	住所2	ADR2HOM
Tel 番号	個人 M	電話番号	PHNNUMHOM
Fax 番号	個人 M	ファクス番号	FAXNUMHOM
携帯番号	個人 M	携帯番号	MOBPHNNUM
従業員(複数)	個人担当従業員組織 M	従業員コード	EMPCD
(戻り値)	個人 M	個人番号	PRSNM

※M はマスターの略

上図のようにユーザデータ交換処理用にマスター設定を行うことで、個人名や住所、電話番号、ファクス番号、携帯番号などの個人マスターに属する情報と、担当従業員の情報を取り込みます。個人の当社従業員は、スラッシュやパーレンなどの区切り文字を指定することができますので、例えば「A001/A002」のような形式にすることで、「A001」と「A002」という複数の担当者として解釈し、取り込みます。(これは取込先の個人担当従業員組織マスターというテーブルが、比較的単純な構造なので、このような形式に対応しています。) Plaza-i の個人番号とは別に、Web システム側の個人番号(図表の「Web 個人番号」)を持つ場合、Plaza-i 側にも外部個人番号という情報を持たせており、これにより Plaza-i のキーだけでなく、外部システムのキーにおいても、重複して取り込まない仕組みになっています。

処理終了時には、終了コードとともに、Plaza-i で採番した個人番号のほか、Web システム側にフィードバックが必要な任意のフィールドを戻り値として返すよう、設定することが可能です。

なお、Plaza-i は THR 顧客管理システムもご

用意していますので、Plaza-i から登録された顧客情報だけでなく、本例のように外部システムから提供された顧客情報が集約されることで、登録の負荷を軽減し、また、THR から出力できる、DM 用の宛名ラベル、送り状などの活用にも繋げることができます。

もし、外部システムとのデータ連携のご要望がありましたら、個人マスターに限りませんが、このようなソリューションも含めたご提案が可能ですので、ぜひ弊社担当までご相談いただけましたら幸甚でございます。

海外拠点でも Plaza-i

Plaza-i は海外でもご利用いただけます

ご存知の方もいらっしゃると思いますが、実は Plaza-i は日本国内だけではなく海外でも 27 の国と地域に実績があります。

今回は海外拠点のシステムにお悩みの方、海外進出を考えられている方になぜ海外拠点で Plaza-i なのかをご紹介させていただきます。

海外で必要なものがそろっている

日本国内だけで利用する場合と違って海外拠点で利用するから必要になる機能にはどのようなものがあるのでしょうか。

海外で日本語だけのシステムをご利用いただくのは不可能ではありませんが、人員の確保まで考えるとやはり英語での表示は必要になるでしょう。

また日本企業の海外拠点であれば、日本から確認する場合には日本語でも表示できると海外拠点の動向を把握しやすくなるメリットがあります。

Plaza-i はバイリンガルのシステムですから表示言語を利用する人ごとに日本語と英語に切り替えることができるだけでなくユーザーガイドも英語版があります。

言語以外でも国内でも輸出入があれば必要ですが、多通貨取引に対応していることも必要になります。

さらに IFRS 適用で機能通貨を採用する場合には取引に利用する通貨、機能(計上)通貨に加えて現地税務用の税務通貨を取引ごとに管

理する必要がありますが、Plaza-i では多通貨対応はもちろん、機能通貨と税務通貨にも対応しています。

それ以外にも Plaza-i は複数会計基準に対応していますので現地会計基準の財務諸表と日本会計基準の財務諸表を両方出力できますし、複数の会社を処理できるので、海外拠点が複数の国にある場合にもそれぞれの会計基準での財務諸表と日本基準の財務諸表に対応できるため、海外拠点がいくつもある会社でも、後から拠点がが増えても安心です。

会計だけではなく販売管理も

今回、インボイス方式の請求書機能について別途、ご紹介させていただいていますが、その他にも海外拠点で役立つ機能がありますし、実際に会計だけではなく、販売や仕入等もご利用いただいています。

また Plaza-i は国内利用だけでなく、販売管理まで含めた海外対応を積極的に進めていますので海外拠点でもぜひ Plaza-i をご検討いただければ幸いです。

なぜ Plaza-i がいいのか

これまで簡単ではありますが、海外で利用される際に必要となる機能が充実していることをご紹介させていただきましたが、費用面でも Plaza-i には大きな特徴があります。

多くのシステムでは法人ごとにライセンスを購入する必要がありますが、Plaza-i では日本も海外拠点も同じ環境で Plaza-i を利用される場合には法人ごとにライセンスを新規で購入する必要はありません。(ユーザ数が増えた分は購入いただく必要がございます)

そのため2社以上の複数法人で Plaza-i を利用する場合、費用面でもメリットがあります。

また日本も海外拠点も同じ環境で運用することはシステム管理を一括で行うことができ、コスト面でも内部統制の面でもメリットがありますし、そもそも連結を行う場合にも同じ環境であればデータの受け渡し等も不要でリアルタイムに海外拠点まで含めて把握することができます。

おわりに

日本の商習慣に対応し、海外でも利用ができ、

ガバナンスも安心、それでいてコスト面でも妥当なシステムは意外とありません。

海外拠点でも Plaza-i を利用してみようと少しでも思われた方はぜひ弊社担当者、または[弊社 HP](#)にご相談ください。

Windows Server2016

マイクロソフトが2016年10月に Windows Server2016 をリリースしました。Oracle 社が現時点では、Windows Server2016 への対応を表明していない為、Plaza-i サーバに Windows Server2016 を利用することはまだできませんが、最新 OS についてどのような変更があったかの情報をまとめてみました。

まずライセンスの提供方法が変更され、従来の「プロセッサライセンス」ではなく、「コアライセンス」で提供となります。

Windows Server 2016 のコアライセンスは、「2 コアパック」の単位購入になり、サーバに搭載された「物理コア数」分ライセンスを購入する必要があります。

コア数が少ない場合でも最小購入数が決められており、物理サーバごとに、最小16 コアライセンス (2 コアパック×8) 必要なため、コアの少ないサーバでもある従来のサーバライセンス購入費用を減らすことが出来ないようです。

また購入するエディションで従来の Windows Server 2012 R2 では、Standard / Datacenter の両エディションでは仮想化利用権の違いだけで機能差はなかったのですが、2016 では機能差があるようです。

Datacenter でしかストレージ機能 (Storage Spaces Direct および Storage Replica など)、シールドされた仮想マシン、ネットワークングスタックの機能は利用できません。

これらの機能は単一サーバで運用する場合にはほとんど使わない機能なので、小中規模のシステムでは Standard を選択すれば問題ないと考えます。

新機能として Nano Server と言って機能はかなり限定してインストールし、リソース消費を抑えるインストール方法や Windows Server コンテナという仮想技術に対応、セキュリティの強化などが挙げられます。

筆者が注目したのは Windows Defender が

サーバーの機能として追加された点で、ユーザーによってはサーバにセキュリティソフトを導入していない環境を拝見することもありますので、丸裸の状態よりは多少のリスクは低減できるかと思えます。

然しながら Windows Defender 自体がセキュリティに対する認識がない後進国や発展途上国のサーバでセキュリティソフトがないために、不正アクセスにより Windows Server を不正利用されることに対し、マイクロソフトがセキュリティリスクを減らすために作成したセキュリティソフトです。

ウイルス検知のヒット率やセキュリティソフトの機能を見ると有償のセキュリティソフトと比較するとかなり劣ります。

Windows Defender はあくまで最低限のリスク防止のものと考え、正規のセキュリティソフトを導入いただくことを強く推奨いたします。筆者自身が Windows Server 2016 を操作してみました。インターフェースがほとんど Windows 10 と変わらないため、今までのサーバ OS と違い、自身の PC を操作しているのかサーバ操作しているのか混乱するほど酷似しているなど感じました。

弊社では引き続き Windows Server 2016 調査研究を行い、Plaza-i への対応検証を進めて参ります。Windows Server 2016 への対応が取れ次第、別途アナウンスをさせていただきますので、何卒よろしく御願致します。

Plaza-i 機能紹介 関係会社取引自動計上

はじめに

本社（以下、親会社）と関連するグループ子会社（以下、子会社）では、取り扱う商品が異なるために、例えば、親会社側で子会社の扱う商品を使って、親会社の研究開発に活かしたいといった場合、親会社は子会社に対し、子会社の取扱い商品を取り寄せる（発注し、仕入れる）こととなります。

子会社側からみると、親会社からの発注を受けて、その商品の在庫を確認し、引き当てされていない出荷可能分が倉庫にあればそれを出すか、もしくは、そういった在庫もなければ、仕入先へ発注し、仕入れ、親会社へ出荷し、売上

げます。

Plaza-i では上記のような関係会社間の取引における要件に応えるべく、処理を効率化する機能が（現状は一部ですが）ございますので、本稿にて運用事例を交えてご紹介させていただきます。

セットアップ

同一企業コード、且つ、親会社用会社コードと、子会社用会社コードに会社コードを分けて、Plaza-i を運用していることを前提とします。

子会社側の得意先マスターに親会社の得意先を登録し、「関係取引定義タブ」を登録します。その他、商品取引区分マスターや売上仕入科目関連マスターなど追加セットアップします。

親会社側は、仕入先マスターに子会社の仕入先を登録します。また、仕入タイプマスターなど追加セットアップします。

セットアップの詳細は、Plaza-i ユーザーズガイド SOE、受注（章）、関係会社取引自動計上機能（節）、セットアップ（項）の説明をご参照ください。

受注～出庫予定

関係会社間の取引においては、Plaza-i の操作は、基本的に子会社側（システム上、関係会社へ売上を計上する側）の会社にログインして行います。

親会社からの発注を受けて、子会社側で SOE 受注伝票を入力します。得意先コードに親会社を指定し、あとは通常通り入力します。

子会社側の受注の裏には、親会社側の発注の事実がある訳ですが、親会社側の発注処理～在庫予定部分については、現状未対応（将来的な拡張課題）です。

受注明細の商品について、子会社内に引当可能な在庫があれば、在庫引当てし、出庫予定を立てます。在庫がなければ、次項の発注処理を行います。

発注～仕入

子会社は、親会社から要請のあった商品を仕入れるため、PUR 購買管理システムで発注～仕入の処理を通常通り行います。

売上計上

子会社側で商品を仕入れたら、最後に子会社側で出庫予定を出庫確認し、売上計上します。

売上計上すると、子会社側は売上傳票が作成されますが、それと同時に、親会社側の会社に、自動で仕入伝票を作成します。

この、子会社側で行った売上計上処理によって、親会社側に「仕入伝票を自動作成する」という部分が今回ご紹介する関係会社取引自動計上という機能になります。

仕入伝票を自動作成するにあたり必要な情報は、まとめて前述の得意先マスター「関係取引定義タブ」にありますので、極力、通常の運用のまま処理できるように（操作に注意しなければならないことが増えないように）設計しています。

おわりに

今回、受注伝票より入力し、売上計上するという運用例にてご紹介致しましたが、事後的に売上傳票を直接入力する場合も、関係会社側へ仕入伝票を自動作成することができます。

複数のグループ会社で Plaza-i をご利用されていて、グループ会社間で商品売買の取引を行っている場合、本機能の導入をご検討されてみてはいかがでしょうか。弊社コンサルタントが親身になって、Plaza-i システムによる業務効率化をお手伝いさせていただきます。

Plaza-i 新機能-インボイス方式対応

はじめに

Plaza-i では海外法人、特に日本企業の海外子会社でご利用頂くための機能を各種取り揃えておりますが、バージョンアップを重ねることで日々、機能追加・改善を行っています。

最近では、シンガポールでのご利用開始に合わせ、インボイス方式に対応しました。日本では軽減税率制度の導入に伴い導入が予定されているインボイス方式ですが、海外では既に複数の国で採用されています。今回は Plaza-i でのインボイス方式対応についてご紹介します。

Plaza-i でのインボイス方式対応

インボイス方式では仕入、販売それぞれにかかる消費税額は、発行した（された）インボイスに準拠します。請求書（インボイス）に記載された金額で処理を実行できるオプションを追加しました。

合わせて、仕入消費税請求金額を受領した請求書に合わせる機能も追加しています。

その他、インボイス方式を採用する場合には一般的に請求書は会社別の連番であることが求められるため、請求書番号を原則欠番のない、会社別の連番にする機能を追加しました。

運用のイメージ

会社別オプションで「インボイス方式」を採用する…オプションの「消費税計算方式区分」で「インボイス方式」を選択し、取引通貨と基準通貨（税務通貨）が同じ場合には計算等をせずに単純にそのまま転記し、異なる場合にも外貨換算のみを行い、税法消費税計算は行わないようにします。

取引先の消費税登録番号を登録する…法人番号とは別に財貨・サービスに係る税について処理を行うために付番された番号を有する場合、取引先マスターの消費税登録番号を登録します。

仕入消費税請求金額の保守…仕入消費税請求金額を保守メニュー（PUR 仕入消費税請求額照合保守）を利用し、受領した請求書（インボイス）に合わせます。

請求書番号の欠番を排除する…請求書を単純連番の請求書番号で運用します。Plaza-i では伝票番号は取引データの主キーであり、通常、保存時に自動採番され、削除すれば伝票番号は欠番になることがありますが、設定を行うことで、原則欠番のない、会社別の連番で運用します。

おわりに

主なポイントのみ簡単にご説明しましたが、インボイス方式を実際に導入する際には個々の事例により様々な課題が見込まれます。

大幅な税制改正においてはユーザ様でも様々な対応をされると思いますが、システム面でも余裕をもって対応するために、ご検討の際は是非、弊社担当者にもご相談ください。

パターン・ランゲージのご紹介

はじめに

システム開発やシステム導入は、各企業のお客様とともにプロジェクトベースに進めます。Plaza-i は、パッケージシステムのため、既に設計はできておりますが、お客様のご要望があれば、カスタマイズ開発も請け負っており、そのカスタマイズ部分もシステムの標準機能に組み込む仕組みです。そのため設計が非常に重要です。また、各種マスター設定の組み合わせで、データフローが変わるため、中・大規模なシステムプロジェクトでは、やはり設計が非常に重要になります。

デザインとは、もとはこの設計を意味する言葉です。デザインというキーワードのイメージから、筆者は、上記のシステム設計の他、建築や小売店に並ぶ製品パッケージ、企業やブランドのロゴ、インテリア、衣服等をイメージいたしますが、いかがでしょうか。

さらには、ビジネスモデルのグランドデザイン等とも使われております。

今回は『プロジェクト・デザイン・パターン』(※1) という書籍のご紹介を致します。

この『プロジェクト・デザイン・パターン』の共著者の一人梶原文生氏は、キッザニア東京の企画・設計などを手掛けた建築コンサルタントの方です。もう一人の著者、井庭崇氏は、慶應大学メディア研究科教授であり、パターン・ランゲージという概念の専門家です。

パターン・ランゲージとは

パターン・ランゲージとは、もとは、クリストファー・アレキサンダーという建築家が 1970 年代に良い町・建物に潜む共通パターンを言語化したものです(『パターン・ランゲージ：環境設計の手引き』253 ページにまとめられている)。その 10 年後にソフトウェア開発に携わる人たちが、ソフトウェアデザインの秘訣を共有する方法としてこの考え方を応用し、更なる 10 年で、教育や組織分野に応用されていったという流れがあります。要するに、いいデザインやいい実践例の秘訣を共有する方法として言語化するということです。

本書のもとは、梶原氏が、中国法人を立ち上

げる際に、全員の企画をみるわけにもいかず、一定レベルの企画が立てられるように、との考えのもとで、企画のコツをパターン・ランゲージにしたそうです。

本書は、5 つのカテゴリーと 32 のパターン・ランゲージで構成されております。①企画の哲学②情報収集のコツ③企画づくりのコツ④企画人として生きるコツ⑤もう一つの企画の捉え方、の 5 つです。また 32 のパターンは、それぞれにパターン名が付けられ、状況・問題・解決・結果の順で構成され、とても読みやすく、資料作りの参考にもなります。

マニュアルとの違いは？

さらに、興味深いのは、マニュアルとの違いです。マニュアルは、物事を遂行する手順としてまとめられ、深く考えることなしに実行でき、他の人の経験を聞かなくても読めばわかること、が目的とされていますが、パターン・ランゲージは、具体的すぎず、抽象的すぎない抽象度のため、マニュアル化が難しかった創造的な活動の実践支援に適している(理念などの上位概念と具体的行動の下位概念の間をつくることも言い換えています※2)、と述べております。

システム開発や導入のプロジェクトは、生き物のようであり、問題が起こらないようにどうすべきかと、起った場合にどうすべきかの考えが重要ですが、ベンダー側もお客様側もマニュアルだけでは対応が難しく、問題の解決に創造性が問われる面も多分にあるのではないかと考えております。

おわりに

パターン・ランゲージという概念は、プロジェクトだけではなく、ビジネス全般において、汎用性が高いのではないかと考え、ご紹介させていただきました。ご参考にしていただければ幸いです。

※1: 井庭崇・梶原文生 『プロジェクト・デザイン・パターン』(株式会社翔泳社、オンデマンド印刷版、2016年4月1日)

※2: 抽象と具象の往き来が重要なことは、経営コンサルタントの大前研一著『新装版 企業参謀』(プレジデント社 2001年2月21日 p.41) や、アップル製品のデザインを行っていたデザインファーム、IDEO の CEO ティム・ブラウン著『デ

ザイン思考が世界を変える』(ハヤカワノンフィクション文庫、2014年5月15日 p.115)においても指摘しております。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 29 年 1 月 18 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.43.11

Plaza-i 給与計算システム V2.0.5.57

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>) Top 画面の「ニュース」欄にも掲載しております。

NISA 制度の見直し

1. はじめに

平成 28 年 12 月 22 日に閣議決定された「平成 29 年度税制改正の大綱」において、現行の NISA(少額投資非課税制度)に加え、新たに積立 NISA が創設されることとなりました。

現行の NISA は、20 歳以上の居住者等を対象として、非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が非課税になる制度です。非課税となる投資総額は最大 600 万円(年間 120 万円×非課税保有期間 5 年)で、投資可能期間は 35 年までとなっております。

しかし現行の NISA 制度は、非課税保有期間が 5 年と短く、積立型の投資に利用しにくいことから、家計の安定的な資産形成を支援するという本来の NISA 制度の趣旨と矛盾が生じておりました。

そこで今回の大綱において、少額からの積立・分散投資を促進する制度として積立 NISA が新たに創設されます。

2. 積立 NISA の概要

積立 NISA は、長期的な投資を促進するための制度であるため、現行の NISA よりも年間投資上限額は 40 万円と少ないものの、非課税保有期間は 20 年と長く、投資総額は最大 800 万円となります。

投資対象商品については、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託とされており、具体的には信託期間が無期限又は 20 年以上であること、また毎月分配型でないこと等という制約があります。

また投資方法については、契約に基づく定期かつ継続的な方法による買い付けにより行われなければなりません。

3. 現行 NISA との比較

積立 NISA は、長期的な投資を目的としていることから、現行 NISA と比べ、年間投資上限額や、非課税期間など、下図表のような違いがあります。

【図表】現行NISAと積立NISAの比較

	現行NISA	積立NISA
年間投資上限額	120万円	40万円
非課税保有期間	5年	20年
投資可能期間	平成26年～35年(10年間)	平成30年～49年(20年)
投資対象商品	上場株式、上場投資信託、不動産投資信託、投資信託等	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託(※要件については今後検討)
投資方法	通常の取引による買い付け	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買い付け
現行NISAと積立NISAの関係	選択的に利用可能	

また、現行 NISA と積立 NISA は選択して適用できるとされております。

よって、これまで現行 NISA を適用していた場合でも、途中で積立 NISA に変更することが可能ですが、同一年度において現行 NISA と積立 NISA を併用することはできません。

4. 現行 NISA の見直し

現行の NISA についても、その使い勝手を改善するための方策として、非課税保有期間(5 年)の終了時の投資枠の移管、いわゆるロールオーバーの上限額が撤廃されることとなりました。

従前では、非課税保有期間(5 年)が終了した際には、原則的には課税口座に払い出すか、120 万円を上限に他の年分の投資枠に移管(ロールオーバー)する方法しかありませんでした。

しかし、平成 29 年度税制改正により、他の年分へロールオーバーできる上限額が撤廃されることとなり、現行 NISA の長期運用を行いやすくなります。

5. おわりに

積立 NISA の導入により、以前より長期的な投資を行いやすくなりますが、税制改正大綱では、その対象商品が一定の投資信託に限定されており、現行の NISA と比べ、株式投資を行えない点では、その運用手段は限定的と言わざるを得ません。

積立 NISA の対象商品の要件については引き続き検討が進められることとされておりますので、今後の動向が注目されます。

利益連動給与の見直しについて

1. はじめに

平成29年度税制改正大綱において、役員給与の見直しが盛り込まれています。

役員給与の規定には、定期同額給与・事前確定届出給与・利益連動給与がありますが、今回はその中でも可決されれば大幅な拡充となる利益連動給与についてその概要をご説明いたします。

2. 利益連動給与とは

現行制度における損金算入可能な利益連動給与とは、同族会社でない法人が支給する役員給与のうち利益に関する指標を基礎として算出された給与で、有価証券報告書に記載されるなど一定の要件を満たすものをいいます。

3. 改正の内容

	現行制度	改正案
算定指標の範囲	利益の状況を示す指標 …営業利益、経常利益、税引前当期純利益、ROA、ROE など	左記に①②が加えられます。 ①株式の市場価額を示す指標…株価 ②売上高の状況を示す指標…売上高(注) (注)左記又は上記①の指標と同時に用いられるものに限りま
算定で用いる指標の期間	当該事業年度	左記に①②が加えられます。 ①当該事業年度後の事業年度 ②将来の所定の時点若しくは期間
利益連動給与の範囲	算定指標を基礎として算定される確定額を限度としているもの	左記に①②が加えられます。 ①算定指標を基礎として算定される数の市場価格のある株式又は新株予約権を交付する給与で確定した数を限度とするもの ②算定指標を基礎として行使できる数が算定される新株予約権による給与

		※新株予約権は、行使により市場価額のある株式が交付されるものに限ります。
対象法人の範囲	同族会社に該当しない法人	左記に、同族会社のうち非同族法人との間に完全支配関係がある法人の支給する給与が加えられます。 …上場会社の完全子法人が支給する利益連動給与が認められることとなります。

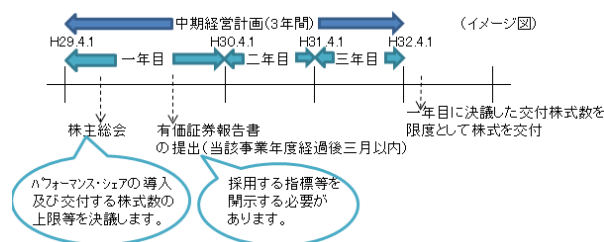
※上記の改正により、損金経理要件について所要の見直しを行うこととされています。

今回の改正により、一定の株式による給与も利益連動給与による損金算入の対象となります。一定の株式による給与としては「パフォーマンス・シェア」（以下PSといひます。）と呼ばれるものがあります。

PSとは、中長期的な業績目標の達成度合いによって交付される株式による報酬のことをいいます。これにより、将来の業績目標を算定指標とし、その達成度合いに応じて株式報酬を支給することが可能となります。

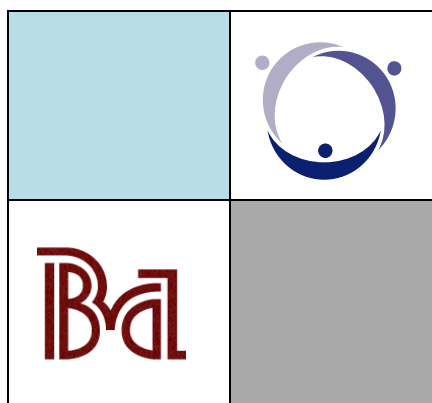
具体例として下図をご参照ください。

(前提) 3月決算法人、業績目標：中期経営計画(3年間)の平均の算定指標



4. おわりに

平成28年度税制改正において明確化されたリストラクテッド・ストックに引き続き今回の改正においても株式報酬制度の枠組みが広がることとなります。今後は会社の実態に応じて、どのような報酬制度を採用していくか検討する必要があります。また、PSについては、別途会社法上の手続きを確認する必要があることにご留意ください。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://plaza-i.net>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>